

## 公表資料

平成29年9月22日  
防 衛 省

### 自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職 状況の報告（平成29年4月1日～同年6月30日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、平成29年4月1日から同年6月30日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額がⅡ種以上とされる官職に就いていた者に限る。）

事務官等：行政職（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額がⅡ種以上とされる官職に就いていた者に限る。）

#### 〔概要〕

本件報告に係る届出の件数は59件

再就職先区分別では、国又は地方公共団体の機関が20件、学校法人等が4件、その他の非営利法人が5件、営利法人が30件となっています。

#### 【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室  
電話：03-3260-0812（直通）

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(平成29年4月1日～同年6月30日分)

[届出等区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	9	-	50	59

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先区分										合計
	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	特殊法人	認可法人	公益法人	学校法人等(注)	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	
防衛省	20	-	-	-	-	4	5	30	-	-	59

(注)学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含む。

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告  
(平成29年4月1日～同年6月30日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	再就職の約束をした日	離職日	再就職日 (注1)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	自衛隊法第65条の3第5項の規定に基づく承認(以下「求職の承認」という。)の有無	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注2、3)
1	福應 光二	56	航空自衛隊第4術科学 校副校長	H29.4.20	H29.5.7	H29.5.8	NECネットワー ク・センサ株式会社	通信・電子機器及び関 連諸機器の製造・販売 並びに保守メンテナ ス	参与(囑 託)	無	有
2	佐野 佳幸	56	航空自衛隊航空支援集 団司令部装備部長	H29.6.9	H29.6.14	H29.11.1	一般社団法人日本防 衛装備工業会	防衛装備品に係わる業 務	業務担当部 長	無	有
3	藤原 実知也	56	海上自衛隊東京業務隊 付(海上自衛隊中央シ ステム通信隊司令)	H29.3.17	H29.6.21	H29.6.22	KDDI株式会社	移動電気通信業	官公庁営業 部顧問(囑 託社員)	無	有
4	長田 国男	56	航空自衛隊航空教育集 団司令部装備部長	H29.6.7	H29.7.20	H29.8.1	日本エヤークラフト サプライ株式会社	航空機、宇宙機器、通 信電子機器等の輸入販 売等	顧問(囑 託)	無	有
5	土田 賢二	56	航空自衛隊補給本部監 理監察官	H29.6.26	H29.7.29	H29.12.1	株式会社日本製鋼所	産業用機械等の製造、 販売	特機営業担 当部長	無	有
6	中臺 充彦	55	統合幕僚学校教育課第 2教官室長	H29.5.26	H29.8.1	H29.8.2	東京海上日動火災保 険株式会社	損害サービス業務	損害サービ ス主任	無	有
7	西帯野 輝男	55	自衛隊体育学校副校長	H29.5.8	H29.8.1	H29.9.1	日立造船株式会社	化学機械・同装置製造 業	運営施設管 理者	無	有
8	井口 郁丸	56	海上自衛隊潜水艦教育 訓練隊司令	H29.5.24	H29.8.25	H29.9.1	エムエイチアイオー シャニクス株式会社	水中機器、船舶搭載機 器の修理・整備業等	専門部長	無	有
9	竹山 好文	56	海上自衛隊航空管制隊 司令	H29.2.9	H29.9.14	H29.10.1	日立造船株式会社	化学機械・同装置製造 業	運営施設管 理者(常勤 囑託)	無	有

(注1) 「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

(注2) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注3) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第18条の5第1項及び第18条の6の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注1, 2)
1	田上 秀二	56	陸上自衛隊西部方面総監部付(陸上自衛隊第12旅団第12特科隊長兼陸上自衛隊宇都宮駐屯地司令)	H27.7.13	H29.5.1	神鋼E N & Mサービズ株式会社	派遣業務・設備保全工事	化学弾無害化処理業務(嘱託社員)	無	無
2	内田 真	60	大臣官房付(大臣官房文書課環境対策室長)	H28.3.31	H29.4.11	土地家屋調査士法人A. I. グローバル	不動産の表示に関する登記業務・測量業務・建築調査業務	土地家屋調査士の補助者	無	無
3	黒川 勝彦	60	南関東防衛局総務部付	H28.3.31	H29.4.1	駐留軍要員健康保険組合	健康保険事業	事務職	無	無
4	田代 康彦	60	近畿中部防衛局総務部長	H28.3.31	H29.6.1	株式会社大建設計	建設設計	顧問(嘱託)	無	無
5	野中 将英	59	整備計画局施設技術管理官	H28.4.1	H29.4.1	エヌディーリース・システム株式会社	建設資機材のリース及び販売	顧問(嘱託)	無	無
6	西川 公康	56	陸上自衛隊通信学校長兼陸上自衛隊久里浜駐屯地司令	H28.7.1	H29.4.1	明治安田生命保険相互会社	保険事業	顧問(嘱託)	無	無
7	成清 浩一	55	陸上自衛隊第14旅団副旅団長兼陸上自衛隊善通寺駐屯地司令	H28.8.1	H29.4.1	株式会社一進	学習塾経営事業	講師(アルバイト)	無	無
8	宮本 浩	55	陸上自衛隊中部方面航空隊副隊長(陸上自衛隊西部方面航空隊第3対戦車ヘリコプター隊長)	H28.8.1	H28.8.3	大分県大分市役所	地方公務	防災危機管理課政策監	無	有
9	江下 昌徳	56	陸上自衛隊西部方面総監部付(陸上自衛隊高射学校高射教導隊長)	H28.10.23	H29.4.1	熊本市役所	地方公務	首席審議員	無	無
10	大塚 元幸	56	陸上自衛隊九州補給処付(陸上自衛隊健康軍駐屯地業務隊長)	H28.10.31	H29.4.1	佐賀県庁	地方公務	国民保護・防災対策監	無	無
11	壹岐 浩一	55	海上自衛隊岩国航空基地隊司令	H28.12.1	H29.5.1	福岡市役所	地方行政	危機管理専門官(特定任期付職員)	無	無
12	薄井 秀樹	59	自衛隊横須賀病院歯科診療部長	H28.12.1	H29.4.1	学校法人総持学園鶴見大学歯科部	大学等経営	臨床教授	無	無

13	鎌形 義憲	57	海上自衛隊第21航空群司令	H28.12.20	H29.4.1	住友精密工業株式会社	航空宇宙機器製造販売業等	顧問	無	無
14	淵之上 英寿	56	海上自衛隊第1術科学校長	H28.12.20	H29.4.1	ダイキン工業株式会社	冷凍機・温室調整装置製造業	顧問（嘱託）	無	無
15	山本 祐一	56	航空自衛隊中部航空警戒管制団司令	H28.12.20	H29.4.1	株式会社IHI	航空機、飛しょう体等及びその関連機器の設計、製造等	顧問（嘱託）	無	無
16	吉川 礼史	57	航空自衛隊補給本部副本部長	H28.12.20	H29.4.1	三菱電機株式会社	電子応用機械器具、航空機機械器具等の製造及び販売	顧問（常勤嘱託）	無	無
17	重岡 康弘	58	海上自衛隊自衛艦隊司令官	H28.12.22	H29.4.1	ジブラルタ生命保険株式会社	生命保険業	顧問（無期契約社員）	無	無
18	武居 智久	59	海上幕僚長	H28.12.22	H29.4.17	U.S Naval War College（米海軍大学）	教育・研究	教授、米海軍作戦部長特別フェロー	無	無
19	福江 広明	58	航空自衛隊航空総隊司令官	H28.12.22	H29.4.1	三菱電機株式会社	電子応用機械器具、航空機機械器具等の製造及び販売	顧問（常勤嘱託）	無	無
20	森本 哲生	58	航空自衛隊航空教育集団司令官	H28.12.22	H29.4.1	川崎重工業株式会社	航空機等の製造、修理及び販売	航空宇宙カンパニーストラテジック・アドバイザー（常勤嘱託）	無	無
21	棚岡 充雄	56	海上自衛隊阪神基地隊付（海上自衛隊舞鶴海上訓練指導隊司令）	H29.2.5	H29.4.6	一般財団法人海技振興センター	水先人養成支援	水先人養成講習員	無	無
22	松田 弘毅	56	海上自衛隊佐世保地方総監部付（海上自衛隊佐世保海上訓練指導隊司令）	H29.3.2	H29.4.1	佐世保市役所	地方行政	基地政策局主幹（課長級）	無	有
23	廣瀬 文彦	56	情報本部電波部	H29.3.7	H29.4.1	内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター	国家公務	内閣事務官	無	無
24	瀧上 浩典	56	陸上自衛隊小平学校付（陸上自衛隊幹部学校主任教官）	H29.3.13	H29.4.1	日立造船株式会社	環境保全装置、プラント、水処理装置、機械等の設計、製作	清掃工場の運営施設管理者（嘱託）	無	有
25	宮田 英徳	56	陸上自衛隊関東補給処付（陸上自衛隊第12旅団第12後方支援隊長兼陸上自衛隊新町駐屯地司令）	H29.3.14	H29.4.1	株式会社IHIEアロスペース	宇宙機器、防衛機器等の設計、製造及び販売等	部長付（常勤嘱託職員）	無	有

26	池田 重則	55	陸上自衛隊東部方面混成団第4 8普通科連隊長	H29. 3. 23	H29. 4. 3	岐阜県庁	地方公務	防災対策監	無	有
27	内田 昌輝	55	自衛隊三重地方協力本部長	H29. 3. 23	H29. 4. 1	精華町役場	地方公務	総務部参事	無	有
28	大村 隆紀	55	陸上自衛隊第1施設団第5施設群長兼陸上自衛隊高田駐屯地司令	H29. 3. 23	H29. 4. 1	徳島県南部総合県民局	地方公務	津波減災部企画幹	無	有
29	小沼 敏孝	55	陸上自衛隊北部方面後方支援隊副隊長	H29. 3. 23	H29. 4. 1	北海道庁	地方公務	危機対策企画幹	無	有
30	甲斐 康誠	55	陸上自衛隊東部方面混成団長	H29. 3. 23	H29. 4. 1	大田区役所	地方公務	防災危機管理担当課長	無	有
31	木下 千敏志	55	陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊長	H29. 3. 23	H29. 4. 1	明石市役所	地方公務	総合安全対策担当理事	無	有
32	河野 玄治	55	陸上自衛隊幹部学校教育部署総合兵站教育室長(陸上自衛隊第3師団第3後方支援連隊長)	H29. 3. 23	H29. 4. 1	神奈川県相模原市役所	地方公務	緊急対策課主幹	無	有
33	許斐 輝幸	55	陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊長	H29. 3. 23	H29. 4. 1	さいたま市役所	地方公務	参事	無	有
34	杉本 嘉章	55	陸上自衛隊西部方面混成団長兼陸上自衛隊相浦駐屯地司令	H29. 3. 23	H29. 4. 1	御殿場市役所	地方公務	危機管理補佐監	無	有
35	西島 敦	55	統合幕僚学校第2教官室長	H29. 3. 23	H29. 4. 1	岩手県庁	防災施策の企画及び調整	防災・危機管理監	無	有
36	早川 浩司	55	陸上自衛隊幹部学校研究課長	H29. 3. 23	H29. 4. 1	千葉県千葉市役所	地方公務	危機対策調整課長	無	有
37	米山 則行	55	陸上自衛隊東北方面後方支援隊副隊長	H29. 3. 23	H29. 5. 1	習志野市役所	地方公務	危機管理監	無	有
38	今金 元	56	陸上自衛隊北海道補給処長兼陸上自衛隊島松駐屯地司令	H29. 3. 27	H29. 5. 1	福岡市役所	地方公務	危機管理監	無	無
39	鈴木 通彦	59	自衛隊中央病院付(自衛隊中央病院第1歯科部長)	H29. 3. 27	H29. 4. 17	医療社団法人健聖会くりはし歯科	歯科診療	常勤歯科医師	無	無

40	大貝 泉	60	近畿中部防衛局調達部長	H29. 3. 31	H29. 6. 1	ヤマトプロテック株式会社	消火装置・火災警報装置等の設計・施工管理等及び消火器具機械・消化剤の製造・販売等	顧問（嘱託）	無	無
41	小浜 洋	55	海上自衛隊呉造修補給所長	H29. 3. 31	H29. 5. 1	日本通運株式会社	集配利用運送業	顧問（嘱託）	無	無
42	片山 和彦	60	千葉防衛事務所長	H29. 3. 31	H29. 6. 1	復建調査設計株式会社	建設コンサルティング業務	企画開発本部技師長	無	無
43	三浦 総一郎	65	防衛医科大学校長	H29. 3. 31	H29. 6. 1	国際医療福祉大学	教育・研究	大学院長、教授	無	無
44	大上 明彦	56	陸上自衛隊中部方面總監部付（陸上自衛隊第14旅団第14特科隊長兼陸上自衛隊松山駐屯地司令）	H29. 4. 3	H29. 5. 1	大阪狭山市役所	地方公務	危機管理グループ課長補佐	無	有
45	長井 昭則	56	陸上自衛隊西部方面總監部付（陸上自衛隊西部方面航空隊第3対戦車ヘリコプター隊長）	H29. 4. 14	H29. 4. 16	株式会社えがおホールディングス	総合健康関連事業（健康食品通信販売）	総務部主任	無	有
46	森下 喜久雄	56	陸上自衛隊研究本部付（陸上自衛隊研究本部総合研究部第3研究課長）	H29. 5. 2	H29. 5. 16	川崎重工業株式会社	航空機及び関連機器の製造・修理	航空宇宙カンパニー企画本部基幹職（嘱託社員）	無	有
47	福嶋 浩	56	海上自衛隊舞鶴地方總監部付（海上自衛隊舞鶴造修補給所長兼海上自衛隊舞鶴地方總監部技術補給監理官）	H29. 5. 3	H29. 5. 4	関西電力株式会社	電気業	技術職（防災・危機管理）（嘱託社員）	無	有
48	村尾 元成	60	自衛隊中央病院付（自衛隊三沢病院長）	H29. 5. 14	H29. 5. 15	国家公務員共済組合連合会三宿病院	診療	眼科部長	無	無
49	前田 貞一郎	56	陸上自衛隊幹部候補生学校付（陸上自衛隊幹部学校主任教官）	H29. 5. 31	H29. 6. 1	三井住友海上火災保険株式会社	保険業	損害サポート先任職	無	有
50	後藤 孝	56	陸上自衛隊東部方面總監部付（自衛隊長野地方協力本部長）	H29. 6. 13	H29. 6. 16	株式会社デイリーはやしや	コンビニ弁当・惣菜等の開発・製造	管理部顧問	無	有

（注1）「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

（注2）「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

（注3）管理職隊員以外の隊員である間に再就職の約束をした者で、一度でも管理職隊員であったことがある者については、「自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出」として本表に掲載。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。